

# 福島県細胞検査士会 会則

## 第1章 名称と事務局

第1条 この会は、福島県細胞検査士会と称する

第2条 この会の事務局は、会長の所属する施設内におくことを原則とするが、やむを得ない場合には、会長の委嘱する施設内におくことができる。しかし、その場合の任期は5年を限度とする。

## 第2章 目的と事業

第3条 この会は、福島県における細胞検査士の知識と技術の向上をはかり、合わせて親睦と細胞検査の発展と普及を目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 臨床細胞学に関する研修会の開催
2. 細胞検査士養成事業への協力
3. その他、この会が必要と認める事業

## 第3章 会員

第5条 この会は、福島県臨床細胞学会に属する細胞検査士とする。

第6条 この会の年会費は徴収せず、福島県臨床細胞学会からの助成金を当てる。

第7条 会員はこの会が開催する集会に関する通知を受け、集会に出席して業績を発表し、発言することが出来る。

第8条 この会に入会しようとする者は、入会届を会長（事務局）まで提出しなければならない。

第9条 会員は、この会を退会または移動があった場合には、退会または移動届を会長（事務局）に提出しなければならない。

## 第4章 役員

第10条 この会に、以下の役員を置く

会長1名、副会長1名、幹事若干名、監事1名

第11条 役員とは、会長、副会長、幹事、監事をいい日本臨床細胞学会の正会員でなければならない。総会の承認を受けるものとする。

第12条 会長、副会長は、この会の役員の互選により選任される。

第13条 会計監査は、役員の合議により選出し、会長が委嘱する。

第14条 役員の任期は、2年とし、再選は妨げないが、満60歳に達した者を新たに役員に選任しないものとする。但し、会長の任期は連続3期6年を限度とする。

## 第5章 会議

第15条 この会の会議は、総会および役員会とする。

第16条 1. 定期総会は、年1回開催する。福島県臨床細胞学会総会の中で行うこととする。ただし、急を要する事項が発生した時、一会員の多数の要求があった場合には、開催しなければならない。

2. 総会は、すべての会員により、構成され、会長がこれを招集し、議決は出席会員の過半数により成立する。

3. 会議に出席できない場合は、委任することができる。この場合は、出席とみなす。

第17条 1. 会長は、年1回定期役員会議を開催することができる。

2. 会長は、必要に応じて役員会議を招集することができる。

## 第6章 会計

第 18 条 この会の経費は、福島県臨床細胞学会からの助成金を当てる。会費は徴収しないものとする。経費が必要になった場合は、事前に福島県臨床細胞学会の理事会で承認を受ける。

第 19 条 この会の年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

#### 第 7 章 会則の変更

第 20 条 会則の変更は、役員会の議決を経て、総会での 3 分の 2 以上の承認を受ける。

#### 附則

この会は、平成 8 年 10 月 13 日から実施する。

平成 20 年 1 月 26 日一部改定施行

2023 年（令和 5 年）1 月 28 日一部改定施行